

◆平成29年9月21日

▼○議長（大屋俊弘）▽ おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第1、「県政一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑」を行います。

これより一問一答質問を行います。

質問の通告がありますので、議長が指名して順次発言を許します。

なお、質問は発言席において、答弁は自席において行うことといたします。

また、発言時間は15分以内となっておりますので、遵守お願いをいたします。

中島議員。

▼○中島謙二議員▽ おはようございます。自民党議員連盟の中島謙二でございます。今議会の一問一答質問のトップバッターとなりますけれども、ただいまより事前に通告しておりましたように、大きく3項目について質問を行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、初めに貨客混載について伺います。

この貨客混載については以前にも取り上げたことがございますが、この9月1日からいよいよ貨客混載が解禁となったことから、改めて貨客混載に関連した質問を行いたいと思います。

さて、国土交通省は、自動車運送業の担い手を確保するとともに、人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な問題となっている過疎地等において、人流・物流サービスの持続可能性を確保するためには、従来の自動車運送事業者のあり方とは異なる新しい事業展開を可能とし、その生産性の向上を図っていく必要があるため、旅客自動車運送事業者は旅客の運送に、貨物自動車運送業者は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、両事業の許可をそれぞれ取得した場合には乗り合いバスは全国で、貸し切りバス、タクシー、トラックについては過疎地域においては、一定の条件のもとで事業のかけ持ちを行う貨客混載を可能とする措置を講ずることとしております。

この貨客混載に関し、過疎地域において乗り合いバス、貸し切りバス、タクシー、トラックの貨客混載について、それぞれどのようなケースが想定されるのか、まず地域振興部長に伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 稲葉地域振興部長。

▼○地域振興部長（稲葉寛佳）▽ 国土交通省の資料によりますと、貨客混載に関し次のように紹介されております。

まず、乗り合いバス、貸し切りバスにつきましては、バス事業者とトラック事業者が共同して、バスの行き先と同じ方面に運ぶ荷物をバスと一緒に載せることで、効率的な運送が実現する、タクシーについては利用者の少ない時間帯に貨物運送を行うことで効率的な事業運営を実現する、またトラックについては、貨物

を運送する際に途中経路に家がある旅客と一緒に乗車させることで、効率的な運送を実現する、こういったケースが想定されるとされております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、国土交通省は貨客混載に伴い、本年9月1日から、旅客自動車運送事業者がバスやタクシーを用いて貨物を運送する場合、及び貨物自動車運送事業者がトラックを用いて旅客を運送する場合のそれぞれについての最低車両台数や積載できる重量の上限などの許可の基準を明確化しておりますけれども、その許可基準の概要について伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 稲葉地域振興部長。

▼○地域振興部長（稲葉寛佳）▽ 今回の制度見直し前におきましては、乗り合いバスについては350キログラム未満の貨物であれば特段の手続なく有償運送が可能でありましたが、さらに今回の見直しによって、貨物自動車運送事業の許可を受ければ、350キログラム以上の貨物を乗り合いバスで運ぶことが可能となりました。また、貸し切りバス、タクシーについても許可を受ければ、過疎地域に限り貨物を有償運送することが新たに可能となったところです。

運送可能な貨物の重量は、原則として乗車定員から実際の乗車人数を除いた人数に55キログラムを掛けた重量とされております。例えば乗車定員40人のバスに、運転者も含めて20人乗車している場合、その際40引く20の20人に55キログラムを掛けた1,100キログラムまでの貨物を運送することができることとなります。さらに、車両を改造して積載スペースを確保したり、トランクやバスの車体下部の荷物室等を使って積載する場合は、積載量の上乗せが可能であります。

また、トラックによる旅客運送につきましては、旅客自動車運送事業の許可を受けることで、過疎地域に限り有償運送が可能となりました。運送可能な人数は、乗車定員から運転者等の乗務員を除いた人数とされております。

許可基準のうち最低車両台数に関しましては、旅客自動車運送事業や貨物自動車運送事業の許可を得る際には、一定台数以上の車両を保有することが必要とされておりますが、貨客混載に取り組む場合には、既存の運送事業に必要な台数で足りるとされており、新たな車両を調達する必要はありません。

なお、トラックによる旅客運送を行う運転者につきましては、第2種運転免許が必要となります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今、貨客混載についての事業者に対する基準について、地域振興部長さんから説明していただきましたけれども、道路運送法では、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項などに関し、それぞれの地域の道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを委員とする地域公共交通会議において、その意見を聞かなければならないことになっていたように思いますけれども、先般9月1日から解禁された貨客混載に関する取り組みについては、実際に具体的にどのような手続を経て許認

可されるのか、説明していただきたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 穂葉地域振興部長。

▼○地域振興部長（穂葉寛佳）▽ 今回の制度の見直しに伴い、国から示された通達によりますと、貨客混載における認可申請は、道路運送法施行規則に定める地域公共交通会議での合意が必須事項とはされておらず、事業者が国へ貨客混載に係る申請を行い、その後国の認可を受ける、そうした手続となっております。

ただし、市町村が主催する地域公共交通会議あるいは地域公共交通活性化再生法に基づく協議会、これらから事業者に対し参加要請があった場合には、貨客混載を行おうとしている事業者はこれに応じることとされております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ところで、この9月の貨客混載の許可基準が変更される前の基準により、既に他県では乗り合いバスや鉄道等による貨客混載が行われているようにございますけれども、それら取り組み内容及び効果について、また島根県においての取り組みの事例及び今後取り組んでいく事業者がおられるのかどうか、あわせて伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 穂葉地域振興部長。

▼○地域振興部長（穂葉寛佳）▽ 先ほどもお答えしましたが、今回の制度見直し前でも350キログラム未満であれば乗り合いバスで貨物の運送ができるということでしたがけれども、そうした制度のもとで、他県における取り組みといたしましては、宮崎県のバス事業者と宅配便事業者が連携をし、路線バスを活用した宅配便輸送に平成27年10月から取り組まれている事例があります。具体的には、バス車両の中央部の座席を減らし、専用の荷台スペースとして確保して、そこに宅配便を入れ輸送が行われており、バス路線の収入増加と物流の効率化を図ることにつながっているとのことであります。

一方、県内におきましては、宅配便事業者との連携による取り組みはありませんが、石見交通が島根県沖でとれた魚を広島行きのバスに載せ、所定の高速道路のバス停まで運び、広島県の飲食業者に渡しているという取り組みがあります。今回の制度見直しを受け、県内においてはバス事業者と宅配便事業者との連携による貨客混載の取り組みについて、現在検討を進められていると伺っております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ この過疎地域における貨客混載については、小さな拠点づくりを目指す島根県にとって、有効な取り組みとなるように思っておりますけれども、知事はこの貨客混載の取り組みについてどのように考えられるのか、またぜひ島根県においても積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、知事の所見を伺います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ バスやタクシー、トラックによる貨客混載に関する

制度の見直しがなされて、過疎地域等におけるバス路線の維持、物流の効率化が期待できるようになったのであります。過疎地域における貨客混載は、小さな拠点づくりを目指す島根にとってもありがたい取り組みでありますので、それぞれの地域の実情に応じまして取り組めるよう、今後他県の実施事例も含め、周知啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ぜひこの貨客混載を島根県の過疎地域の実態に合った取り組みとして、それぞれの地域で関係者の理解を得ながら、特に先ほども説明がございましたけれども、地域交通会議が仮に開かれた場合は、全員の同意がないとできないというような事例もあるというのが想定されますので、ぜひ関係者の理解をしっかりと得ながら積極的に活用いただきたいということを重ねてお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次に、がん患者の就労支援について伺いたいと思います。

御承知のように、がんは今や国民の2人に1人が罹患し、3人に1人ががんで死亡すると言われており、島根県においては、がんが死因の第1位であり、年間2,500人の県民ががんにより亡くなっておられます。

そのような状況の中、島根県ではがん患者並びにがん患者の家族の皆様の切実な願いを受け、質の高いがん医療の実現並びにがんの予防及び早期発見を図るため、平成18年9月29日に、県議会議員の提案により、全国初の島根県がん対策推進条例が制定されておりますが、平成18年の条例制定後8年が経過した平成26年10月17日に新たな課題も明らかになったことから、関係者の責務、役割を明確化して相互連携を図るとともに、小児がん対策の推進、就労の支援、がん教育の推進といった、新たな課題に対応した施策及び支援体制の充実を図るために、議員提案により島根県がん対策推進条例が改正されております。本日は、それらの新たな課題のうち、特に就労支援について何点か質問を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

国立がん研究センターの統計では、65歳以上の高齢者のがん罹患者の増加とともに、生産年齢の15から64歳におけるがん罹患者也増加しており、がん罹患者の3人に1人は就労世代となっておりますが、一方でがんの治療成績は年々向上しており、がんとともに生きる時代となってきているとも言えるものと考えられますけれども、まず島根県における性別、年齢階級別に見たがんの罹患数について、健康福祉部長に伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 吉川健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（吉川敏彦）▽ 平成25年の島根県がん登録によりますと、がんの罹患数は10代後半から50代前半までは男性よりも女性が上回っておりますが、女性は30代から、男性は40代から罹患数が増加し、特に男性はその伸びが大きいため、55歳以上で男女の逆転が見られております。

具体的には、男性の生産年齢における罹患数は、10代後半から30代は20件、40

代で95件、50代が302件、60代前半では420件となっております。

一方で、女性の生産年齢における罹患数は、10代後半から20代は35件、30代が88件、40代が165件、50代が281件、60代前半では239件となっております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ がんのリスクは高齢になるほど高くなり、男性では45歳ごろ、女性では35歳ごろからリスクが上がり始めますけれども、この世代は職場の重要な役割を担っている場合が多く、事業所にとっても、それらの重要な役割を担う世代の従業員が、がんになったときの備えがないことは、事業継続上のリスクとも考えられることなどにより、県は2014年、平成26年に、島根県がん患者の就労等に関する実態調査、就労調査を行っておられますが、その調査により、患者さん及び事業所の調査結果はどのようになっているのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 吉川健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（吉川敏彦）▽ 島根県がん患者の就労等に対する実態調査は、平成26年度に県内事業所及びがん経験者のうち、がん罹患した年齢が60歳未満で、かつ罹患時に就労していた方とその家族に対して行いました。

その結果、8割の事業所が仕事と治療の両立ができる職場づくりの必要性を感じている一方で、傷病休暇などの両立支援制度の導入割合は、事業規模が小さいほど低いことや、事業所が配慮すべき就業上の事柄や相談できる窓口などについての情報が乏しいということがわかりました。

患者向けの調査では、生計の維持や生きがいのため7割の方が働きたいという希望を持っている一方、働き方を変えることで収入が減少したり、治療のための休暇取得や柔軟な働き方が困難であるという悩みを抱えた方が多いという結果でございました。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今、調査結果の概要を説明いただきましたけれども、その島根県のがん患者の就労等に関する調査の結果をもとに、がん患者の就労に関して事業所の皆さんに向けてどのような取り組みを行っておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 吉川健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（吉川敏彦）▽ 先ほど申し上げましたように、実態調査から、事業所は治療と仕事の両立について情報提供を必要としていることが明らかになりました。これにより、県では平成27年度に商工団体を始め、がん患者や労働局、医療機関のがん相談員などをメンバーとする就労支援連絡会を設置し、事業所におけるがん患者への就労への理解が進むよう検討を行いました。

その中で、職場で円滑に就労の支援ができるよう、ポイントをまとめたリーフレットを作成し、平成28年度には県内1万4,000事業所に配布いたしました。ほかにも県内2カ所のハローワークと連携し、事業所への説明会を開催するなど啓発に努めているところです。

また、この9月のがん征圧月間に合わせて、リーフレットを島根県と包括協定を締結しているローソンへ配布いたしました。今後は、今年度から島根労働局が設置する島根県地域両立支援チームへの参画や、事業所が開催します研修会に出向き情報提供するなど、きめ細やかな取り組みを行っていきたいと思っております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今、健康福祉部長さんから、島根県のがん患者の就労支援の取り組みについて説明をいただきましたけれども、一方で、先般民間の生命保険会社が、働いているときにがんになった人は、年収が20%減少しているとの調査結果を発表しております。生計を維持しながら高額な治療代を負担しなければならないがん患者にとって、収入減は切実な問題である中、今回の民間の調査は、がん患者の年収の減少が現実の数字として明らかになったことになりませんが、この原因を県はどのように考えておられるのか、また県のがん患者の年収の変化についての状況、及び今後のがんの罹患後の相談体制を含めた、がん患者に向けての就労支援対策についてどのように考えておられるのか伺いたいと思っております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 吉川健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（吉川敏彦）▽ 県が行いました実態調査では、県内がん患者の年収の変化については把握いたしておりませんが、がんになったことによる働き方の変化、休職でありますとか退職、勤務時間の短縮など、こういうことがあった方は約7割を占めており、収入についても減少しているものと推測しております。

議員御紹介の生命保険会社の調査では、働いているときにがんになった人の年収減少の原因は、休職、業務量の抑制、退職、パート社員への転職、降格など以前のように働けなくなったことによるものでございました。

がん医療の質の向上により、もはやがんは死に直結する病気ではなく、通院による治療が可能な慢性病となってきたことから、がん患者の就労支援対策につきましては、がんに罹患しても早まって離職しないこと、離職してしまった場合でも再就職につなげること、事業所に対し、仕事と治療の両立について理解を促進することが必要だと考えております。

そのため、がんと診断されたときから正しい情報提供や相談支援を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターと連携を図りながら、診断早期の離職防止に努めているところでございます。また、ハローワーク出雲に配置されている就職支援ナビゲーターと拠点病院が連携しながら再就職支援に取り組んでいるところでございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ このがん患者の就労支援については、事業者の皆さんの御理解が何より不可欠であるため、県としても島根県がん対策推進条例の第12条に

あるように、がん患者が仕事と生活を両立できるよう、今後も引き続き積極的に事業者の皆さんの理解を得られるよう取り組んでいく必要があるように思いますけども、知事の所見を伺いたと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 長年培ってきました技術やノウハウを持った従業員の方ががんに罹患して休業したり離職することになりますと、従業員の方は減収となり、事業所は貴重な戦力を失うということになるわけでございます。

他方で、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中で、事業所にとりまして労働力の確保は大きな課題であります。がん患者の就労継続について、そういう意味でも対応していく必要があるというふうに思います。

こういうこともありまして、昨年改正をされましたがん対策基本法におきましては、第8条におきましてこのように書かれております。事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めると、そういう事業者の責務が明記されておるわけでありまして、いずれにしましても、がん患者の就労支援対策には事業所の理解が必要不可欠であります。県としましては事業所のがん患者への理解を深め、がん患者の方々が働きやすい環境をつくっていくよう、商工団体や、あるいはハローワーク等との連携を図りながら、意識啓発や情報提供に努める、就労支援に取り組んでいく考えでございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 日本対がん協会は昭和35年、1960年から、毎年9月をがん征圧月間と定め、その予防についての正しい知識の徹底と、早期発見・早期治療の普及に取り組んでおられますが、島根県においてもこの9月のがん征圧月間を契機に、早期発見・早期治療につながるがん検診受診の向上に向けて、さらなる取り組みを行っていただくことをお願いし、最後の質問に移りたいと思います。

次に、山陰道益田萩間の早期整備について伺います。

この山陰道益田萩間の整備につきましては、自民党議員連盟の代表質問において、中村議員が質問を既に行っておられますけども、地元にとって非常に重要な課題だと考えておりますので、改めて地元の私としても質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

高速道路に期待される整備効果としては、事故、災害時の代替道路としての機能、移動時間短縮による地域間交流の活発化、地域医療環境の向上、産業の活性化や観光振興の促進などが考えられておりますが、そのような中、島根県内の山陰道は、益田萩間を除き事業化され、それぞれの事業区間においては整備が進んでいる状況にあります。

しかし、一方、未事業化区間である山陰道益田萩間に関しては、先般の8月22日に、社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会が開会され、ようやく新たに須子小浜間が追加され、既に優先区間となっている小浜田万川間とあわせ、島根県側約12キロが一体的に計画段階評価の手続が進められることとなり、地元

としても、また私としても、事業化に向けて一步前進したものと大変喜んでいるところでもあります。

この追加決定については、昨年末に行われた山陰道小浜田万川間の旧益田市、山口県萩市の旧田万川町及び旧須佐町における企業等へのヒアリングや、住民へのアンケート調査における結果の検討によるものと考えられますけれども、まずその企業等へのヒアリングや、住民のアンケート調査結果の概要について伺いたと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 佐々木土木部長。

▼○土木部長（佐々木孝夫）▽ 山陰道小浜田万川間の整備を進める上で配慮すべき地域課題等を把握するために行った沿線住民、道路利用者に対するアンケート及び事業所等へのヒアリングによる意見聴取の結果としては、アンケート調査において、交通課題としては全体の約5割が交通安全や道路構造に課題を感じているとの回答でございました。

改善すべき地域の課題としては、全体の約8割が事故や災害時の企業活動への妨げ、広域観光連携の妨げ、地域の安全・安心の確保の妨げであると回答しております。

企業等へのヒアリング結果として、全体回答の約7割が空港や工業団地等へのアクセス改善を望むと回答しております。また、産業振興や観光振興を望む声も多数ありました。

これらの意見聴取を受け、改善すべき地域の課題として、地域の産業振興や周遊観光、広域的な救急搬送の観点等から、拠点施設のある隣接区間、須子、小浜も含めたアクセスの改善、小浜、田万川については道路線形や防災面に不安を抱えている意見が多く、特に災害時の安全・安心な通行の確保が必要であると整理されました。

これらへの対応として、既に優先区間となっている小浜、田万川に加え、主要な拠点施設が存在する隣接の須子小浜間を追加し、須子、田万川として一体的に計画段階評価を進める方針が決定されました。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今回の社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会の須子小浜間の一体的な計画段階評価実施決定により、防災上や安全性、走行性の向上に加え、産業の活性化、観光振興の促進、救急医療機関への速達性、確実性の確保といった視点で評価、検討が行われ、事業化への手続が進んでいくことになるとは思いますけれども、今後の事業化に向けてどのように進めていくのか、土木部長に伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 佐々木土木部長。

▼○土木部長（佐々木孝夫）▽ このたびの意見聴取の結果により整理された地域課題に対応するためのルート案を複数検討し、沿線住民等への意見聴取を行った後、概略ルート、構造等が決定されます。決定された概略ルート、構造等をも



とに事業内容、費用対効果等の評価を行う新規事業採択時評価の手決定続を経て新規事業化となります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ところで、山陰道小浜田万川間の計画段階評価にあわせ、山口県側の益田萩間の他の2つの区間については、現在どのような状況なのか、教えていただきたいと思えます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 佐々木土木部長。

▼○土木部長（佐々木孝夫）▽ 益田萩間の山口県側につきましては、木与付近約5キロメートル、大井萩間約15キロメートルが優先区間に選定されています。このうち木与付近につきましては防災の観点から対策が急務であるとして、平成29年度に新規事業化されました。大井萩間につきましては、8月22日に開催されました中国地方小委員会では対応方針の原案として、ルート帯が3案提示されたところであり、今後地域への意見聴取の後、概略ルート、構造等の決定が行われる予定となっております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ このように山陰道益田萩間は優先区間としてとりあえず3区間が整備される予定となっており、その他の山陰道益田萩間の整備については示されておらず、全線完了の道筋は示されていないのが現状であります。

しかし、山陰道の益田萩間が完成すれば、私としては九州までのアクセスが大幅に向上し、益田圏域への企業立地、地域振興や観光振興に本当に大きな効果が生まれることが期待されると考えておりますけれども、この山陰道益田萩間の整備により、知事はどのような効果を期待されておられるのか伺いたいと思えます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 御指摘のように、益田萩間が整備をされますと、特に九州、山口方面とのつながりが強化されることになるわけでありまして、県西部地域の企業誘致や観光振興など、産業の振興を進めていく上で、その効果は大きいというふうに見ております。さらに、その効果は島根県のみならず、山口県を始めとする中国地域や九州方面に大きな影響を与えたいと思えます。

また、昨年4月に九州で起こったような大規模な地震災害時の避難でありますとか、あるいは救急活動、被災者支援や、あるいは復旧活動を広域的に行うような場合には、山陰道益田萩間の整備効果というものは大変大きいものになるだろうというふうに思っております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、山陰道益田萩間の整備については、冒頭でも申し上げましたが、13日の代表質問において自民党議連の中村議員が既に質問を行っておられますけれども、最後に改めて今後の山陰道益田萩間早期整備に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事の所見を伺いたいと思えます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 益田萩間は延長が約70キロメートルあるわけですが、そのうち事業化された区間は山口県側の木与防災の約5キロメートルのみであります。現在の優先区間として事業化の手続を進めております須子田万川間と大井萩間の早期事業化に、そういう意味で取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

益田萩間につきましては、全体がやはりつながってまいりませんと、その効果も限定的になりますので、残る区間につきましても早急に事業化に向けた手続に着手する必要があるというふうに考えております。そのためには山口県や沿線の自治体とも連携をしながら、山陰道の必要性とその効果について国のほうに強く訴えまして、全線の早期事業化、そして予算の重点化につきまして国に強く働きかけていく考えであります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今、特に西部圏域、益田圏域において大きな課題は、1つは空路の2便化の確保と、それからこの高速道の整備、この2つが大きな課題だと思っております。そういったことでこの小浜田万川間に加えて、須子小浜間が加わったことは、そうした計画段階評価の手続が進められるということについては、非常に私としても、また地元としても大変、今まで強く要望してきたことでございますから、大変うれしく思っております。

これからぜひ、一方ではこの9月末に発表される2便化の吉報を待ちながら、また期待をしながら山陰道益田萩間の全線整備にこれからの本当に大きな効果を期待をしたいというぐあいに思っておりますので、2つの高速交通網が整備されることによって、とにかく私どもの圏域は本当に発展するだろうというぐあいに思っておりますので、特に道路につきましては知事もおっしゃっていますが、お隣の山口県と、またそれぞれ多くの関係者の皆さんと連携をしながら、国土交通省に向けて働きかけを行っていただきたいとお願いをして、大分時間が余りましたけども、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）